

家庭ごみや事業ごみなど廃棄物の焼却は、 法律で禁止されています。

家庭ごみや事業ごみなど廃棄物の焼却は、法律により原則禁止とされています。

洗濯物ににおいが
ついてしまった…

窓が開け
られない…

家の中に
においが入っ
てしまった…

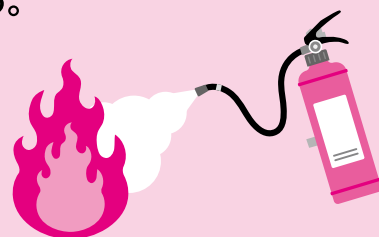
例外として認められる焼却もありますが、
認められた焼却であっても、焼却による煙や
近隣の方が困っている場合があります。

近隣住民とのトラブルを回避するためにも、**出来る限り焼却以外の方法**
(その場に野積みにする、もしくは、可燃ごみとして出す等)を検討しましょう。

やむを得ず焼却を行う場合は、下記の内容を参考に周囲へのご配慮をお
願いたします。

焼却を行う際の注意点

- プラスチックや紙類、段ボール、ゴム、ビニール等の廃棄物の焼却は絶対に行わないでください。
- 十分に乾燥させたとえで、少量ずつ焼却を行う等、なるべく煙が出ないようにしてください。
- ドラム缶や、基準を満たしていない焼却炉での焼却はやめましょう。
- 焼却を行う場合は、事前に近隣の消防署へ連絡をしてください。
- 水や消火器等を準備し、すぐに消火できる状態としてください。
- 焼却中は、絶対にその場を離れないでください。
- 最後に完全に火が消えたことを確認してください。



薪ストーブは正しく使いましょう

近年、『薪ストーブ』を新設される方が増えていますが、使用する皆様は、次の点にご留意ください。

- 接着剤、塗料を使用した合板など、化学処理された木材（建設廃材等）は、悪臭や有害物質発生の原因となるため使用しないでください。
- 『暖炉』、『薪ストーブ』の設置に伴い、煙突の位置や高さ等に十分に注意するとともに、新しく購入を検討されている方は、近隣への事前説明も検討してください。
- 薪は十分に乾燥させてください。果樹等の剪定枝を使用する場合でも、十分に乾燥させてから使用してください。
(針葉樹は半年以上、広葉樹は1年以上を目安に乾燥)
- 『暖炉』、『薪ストーブ』の保守点検、煙突掃除を定期的に行ってください。

適切な使い方を心がけ、皆が過ごしやすい環境を整えましょう。

表面
裏面

廃棄物対策課

22-0666

上田市役所（本庁）環境政策課

23-5120

丸子地域自治センター 市民サービス課

42-1216

真田地域自治センター 市民サービス課

72-0154

武石地域自治センター 市民サービス課

85-2312